

市第4号議案

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正
 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年5月23日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人アイ・アムの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地の3	令和7年8月1日から 令和12年7月31日まで
----------------	----------------	----------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別

表特定非営利活動法人アイ・アムの項の規定は、この規定に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

提 案 理 由

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を更新するため、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別 表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地の3	令和2年1月1日から 令和7年7月31日まで
（省 略）		
特定非営利活動法人アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地の3	令和7年8月1日から 令和12年7月31日まで